

# JA住宅ローンのご案内



JAはどなたでもご利用できます。お気軽にご相談下さい。  
(ご利用に際しては、組合員加入のための出資をしていただくこととなります。)

キャンペーン期間

平成30年10月15日(月)～平成31年3月30日(土)

## 長期固定型 (団体信用生命共済付)

金利・返済額が変わらないから安心!!

- 返済終了まで金利・返済金が固定されるので安心
- 返済金が変わらないのでライフプランが立てやすい

20年以下

年 **1.10** %

20年超

年 **1.20** %

さらに

給与振込指定もしくは  
JAカード+公共料金3件以上の引落とし  
をいただくと...

20年以下・20年超ともに

年 **1.00** %

※適用金利ならびにキャンペーン期間は、金利情勢が変動した場合、変更となる場合があります。  
※お借入には、別途保証料および登記費用等諸費用が必要です。

※すでにJAでお借入いただいている住宅ローンには、ご利用いただけません。  
※団体信用生命共済にご加入いただきます。  
※ご利用期間中、他の金利商品への変更はできません。

適用条件は裏面をご覧ください。

**お借換えにもご利用いただけます!**

お問合せ

JA松山市 金融推進部

TEL :089-946-1611



JA松山市住宅ローン商品概要

平成30年10月15日現在

お申込みいただける方	以下のすべての条件を満たす個人のお客様。 ①お借入時が満20歳以上満66歳未満で、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方。 ②当組合指定の保証機関の保証が受けられる方。 ③安定した収入のある方で、前年度税込年収150万円以上の方(一部300万円以上) ④給与所得者の方は現在の勤務先での勤続年数が1年以上、自営業・法人役員の方は営業年数3年以上ある方。 ⑤団体信用生命共済に加入できる方。	保証	愛媛県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。									
お使いみち	住宅の新築・購入(土地のみの購入も含む)・建て替え・増改築・リフォーム・中古住宅の購入・他金融機関住宅ローンの借換え	保証人	保証機関の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。ただしJA及び保証機関の所定の審査により保証人が必要な場合があります。									
お借入期間	3年以上35年以内(1ヶ月単位) ※資金使途が借換の場合は、原則として現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。	保証料	一括前払い・分割後払いのいずれかを選択することができます。 ◇一般型・100%応援型・借換応援型 保証料年0.1%～年0.3%									
お借入額	10万円以上5,000万円以内(所要金額の範囲内で1万円単位)。 ※商品によって、所要金額の80%以内となる場合があります。	保証料	※お借入額1,000万円あたりの一括前払い保証料金額(概算金額)  ≪保証料年0.20%、元利均等返済の場合≫									
お借入利率	「本申込み時」または「融資実行時」のいずれか低いほうの金利を適用いたします。		<table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>10年</td> <td>20年</td> <td>30年</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>保証料(千円)</td> <td>102</td> <td>208</td> <td>318</td> <td>374</td> </tr> </table>	期間	10年	20年	30年	35年	保証料(千円)	102	208	318
期間	10年	20年	30年	35年								
保証料(千円)	102	208	318	374								
ご返済額	元利均等返済または元金均等返済のいずれかを選択することができます。毎月返済方式またはボーナス併用方式のいずれかを選択することができます(ボーナス併用方式の場合、ボーナス時返済はお借入額の50%以内)。	手数料	21,600円									
担保	お借入対象物件に原則として第1順位の抵当権を設定していただきます(建物を建築される場合については、土地も担保として差し入れていただきます)。建物には、火災共済(保険)にご加入いただきます。なお、当JAおよび保証機関の所定の審査により、共済(保険)金請求権に質権を設定させていただくことがあります。	募集金額	20億円									
		苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置/ 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所・出張所または金融推進部(電話:089-946-1611)にお申し出ください。JAでは規則の規定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。  紛争解決措置/ 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融推進部又は愛媛県弁護士会(電話:089-941-6279)									
		その他	◇お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ◇お借入利率やご返済の試算については、ローン相談窓口までお問合わせください。									

